

桑野社労士 & FP 事務所だより

平成 29 年 6 月 9 日

第 87 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

同一労働同一賃金ガイドライン案

同一労働同一賃金は、正規雇用労働者と非正規労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指すものです。政府は昨年 12 月 20 日に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理でないのかを示す「ガイドライン案」を示しました。

基本給を職業経験・能力に応じて支給する場合

<問題とならない例>

B 社において、定期的に職務内容や勤務地変更がある無期雇用フルタイム労働者の総合職である X は、管理職となるためのキャリアコースの一環として、新卒採用後の数年間、店舗等において、職務内容と配置に変更のないパートタイム労働者である Y のアドバイスを受けながら、Y と同様の定型的な仕事に従事している。B 社は X に対して、キャリアコースの一環として従事させている定型的な業務における職業経験・能力に応じることなく、Y に比べ高額の基本給を支給している。

<問題となる例>

無期雇用フルタイム労働者である X が、有期雇用労働者である Y に比べて、多くの職業経験を有することを理由として、X に対して、Y よりも多額の支給をしているが、X のこれまでの職業経験は X の現在の業務に関連性を持たない。

基本給を勤続年数に応じて支給する場合

<問題とならない例>

有期雇用労働者である X に対して、勤続年数について当初雇用契約開始時から通算して勤続年数を評価した上で、支給している。

<問題となる例>

有期雇用労働者である X に対して、勤続年数について当初雇用契約開始時から通算せず、その時点の雇用契約の期間のみの評価で支給している。

注 1. 無期雇用フルタイム労働者と有期雇用労働者の間に、基本給や各種手当に差がある場合、「無期雇用フルタイム労働者と有期雇用労働者は将来的な役割の期待が異なる」という説明だけでは足り

ず、賃金決定基準・ルールの違いについて、具体的な実態において不合理なものであってはならない。

注 2. 定年後の継続雇用において、退職一時金及び公的年金の支給、定年後の給与の減額に対応した公的給付がされて

いることを勘案することが許容されるか否かは、今後の法改正の検討過程を含めて検討を行う。

役職手当を内容・責任の範囲で支給する場合

<問題とならない例>

無期雇用フルタイム労働者である X と同一の役職の内容・責任も同じ有期雇用パートタイム労働者である Y に、時間比例の役職手当を支給している。

<問題となる例>

無期雇用フルタイム労働者である X と同一の役職の内容・責任も同じ有期雇用パートタイム労働者である Y に、X に比べて低額の役職手当を支給している。

皆勤手当、通勤手当、福利厚生など

有期雇用労働者にも、無期雇用労働者と同一の支給及び同一の利用を認めなければならぬ。

(裏面に続く)



労働基準法 5

労働時間

使用者は、労働者に休憩時間を除いて1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはなりません。なお、事業場の規模が10人未満の「商業」・「映画演劇業(映画の製作の事業を除く。)」・「保健衛生業」・「接客娯楽業」(＝特例措置事業場)は、1日8時間、1週間44時間まで労働させることが認められています。(法第32条)。

□ 1か月単位の変形労働時間制(法第32条の2)

1か月以内の一定の期間を平均し、1週間の労働時間が40時間(特例措置事業場は44時間)以下の範囲で、特定の日や週について、1日及び1週間の法定労働時間を超えて働かせることができます。

①変形期間中の週平均労働時間を法定労働時間以内とすること

40時間(特例措置事業場は44時間) × 変形期間の暦日数 ÷ 7日

31日の場合は177.1時間、30日の場合は171.4時間
29日の場合は165.7時間、28日の場合は160.0時間

②労使協定や就業規則等で労働時間を特定し、周知すること

労働時間の長さのほか、始業・終業の時刻を具体的に定めておきます。労使協定はその内容を盛り込み、所定の労働基準監督署に届出る義務があります。

③起算日を明確に決めておくこと

□ フレックスタイム制(法第32条の3)

1か月以内の一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業、就業の時刻を自らの意思で決めて働く制度です。

①就業規則等により、始業・終業の時刻を労働者の決定に委ねることを定めること

②労使協定により、対象となる労働者の範囲、清算期間中の総労働時間、標準となる1日の労働時間等を定めること

○清算期間：フレックスタイム制において、労働契約上労働者が、労働すべき時間を定める期間のことをいい、その長さは1か月以内です。

○清算期間中の総労働時間：フレックスタイム制において、労働契約上労働者が、清算期間中において労働すべき時間として定められている時

間のことで、いわゆる所定労働時間のことです。

○標準となる1日の労働時間：年次有給休暇を取得した際に、支払われる賃金の算定基礎となる労働時間の長さです。

○フレキシブルタイム：労働者がその時間帯であれば、いつ出社、退社してもよい時間帯です。

○コアタイム：全ての労働者が勤務しなければならない時間帯です。これは、必ず設けなければならないものではありません。

(次号に続く)

事務所からひとこと



平成29年5月20日(土)、霊山歴史館主催のバスツアー「龍馬と松平春嶽の福井藩を訪れる」に参加した。京都駅を9時少し前に出発し、横井小楠・由利公正銅像—福井城跡(天守閣跡)—福井市立郷土歴史博物館—養浩館(回遊式林泉庭園)—丹巖洞—端源寺—龍馬宿泊地跡碑を巡り、20時少し過ぎに戻ってきた。

福井藩の初代藩主は結城秀康で、徳川家康の次男で、豊臣秀吉の養子となったことがある。福井城は消失し、今はないが、天守跡・御廊下橋・山里口御門跡などをみた。歴史博物館では、福井藩の歴史や龍馬との関わりなど、館長直々の説明を受けた。養浩館は、福井藩主松平家の別邸で、大きな池を中心とする庭と御茶屋と呼ばれた数寄屋橋造りの建物がある。藩主が入る蒸し風呂もあり、くつろぎの空間が広がっていた。丹巖洞は、松平春嶽や志士が交遊した場所。端源寺は福井藩松平家の菩提寺で、福井城の「本丸御小座敷」と「大奥御座の間」が移築されている。これまで福井藩のことはあまり知らなかったが、坂本龍馬との関わりも含め、幕末の歴史に大きな役割りを果たしてきたことがわかった。